

# 包装用容器事件

知財高裁 平成 19 年 12 月 26 日

平成 19 年(行ケ)第 10209 号, 第 10210 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会

廣田 美穂



## 要 約

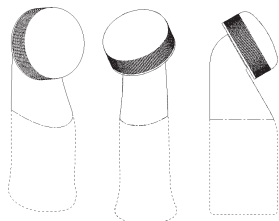
本件は、包装用容器に係る全体意匠と、当全体意匠の一部につき登録を受けようとする部分意匠につき、創作容易と判断した審決を覆した審決取消請求事件である。部分意匠の創作非容易性の判断における破線部分の役割を考える上で参考となる事例である。

### 1. 概要

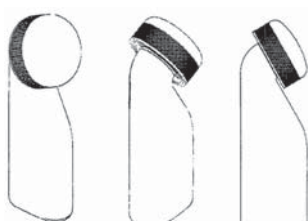
(1) 第 1 事件： 原告は、図 1 記載の意匠（実線で示された部分が部分意匠として登録を受けようとする部分である。以下「本願部分意匠」という。）について、意匠に係る物品を「包装用容器」として、意匠登録出願をしたが、公知意匠 1～3 により創作容易とされ拒

絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をした。特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。

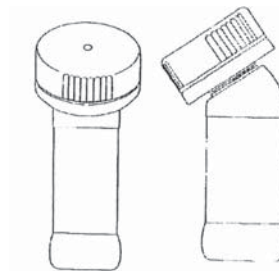
(2) 第 2 事件： 本願意匠が図 2 記載の全体意匠（以下「本願全体意匠」という。）であることを除き、第 1 事件と同じである。



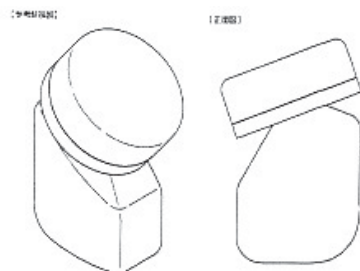
【図 1】本願部分意匠



【図 2】本願全体意匠



【図 3】公知意匠 1



【図 4】公知意匠 2



【図 5】公知意匠 3

### 2. 争点

原告は、審決の判断につき、以下の点について争った。

(1) 本願全体意匠及び本願部分意匠は、側面視した場合に、「キャップ」が容器本体部から飛び出したり、頭部が大きすぎるとの印象を与えたりしないような均整の取れたプロポーションを有し、優れた美感を与える構成を有するという重要な特徴を看過した誤りがある。

(2) 公知意匠 1 及び公知意匠 2 は、「キャップ」が飛び出さないようにするか、頭部が大きすぎないようにするという美的観点を示唆するものでないにもかかわらず、審決は、本願全体意匠及び本願部分意匠が、公知意匠 3 の「塗布具部」（「キャップ」）の径を、公知意匠 1 又は 2 に示されるようにやや大きくすることにより、直ちに本願全体意匠及び本願部分意匠を創作できるという判断をした点で誤りがある。

### 3. 結論

いずれの審決も取り消す（創作非容易）。

### 4. 裁判所の判断

#### (1) 本願全体意匠に係る審決に対する判断

##### ア 本願全体意匠の特徴

裁判所は、本願全体意匠は『「キャップ」の径を…、径方向に大きく拡げて、塗布具部表面の面積を広く確保している点』に特徴があるとすると共に、この特徴に由来する欠点、すなわち、『頭部が目立ちすぎて、威圧感を与えたり、容器形状として異様な印象を与えたり、容器との調和を乱したりするなどの欠点』を解消させ、均衡を保つための美感（なお、判決文では「美観」とされている。）上の工夫として、『「キャップ」の縦の長さを極力短く抑えていること、滑り止め用縦ギザを「キャップ」の周側面の底部方向から2分の1部分のみに施していること、「キャップ」上面は緩やかな丸みを帯びた形状としていること、「キャップ」の径を容器本体の前後幅とほぼ同じ長さとしていることなどの点』でも特徴がある、としている。

##### イ 本願全体意匠の創作非容易性

本願全体意匠と公知意匠3を対比すると、美感上の相違（(a)「キャップ」の形状につき、滑り止め用ギザの形成部分の相違や、全体として横長の印象か縦長の印象かの相違、(b)「キャップ」と容器本体の関係につき、側面視において「キャップ」の先端部が容器本体前面の延長線より前方に突き出しているか否かの相違）があり、また、本願全体意匠は上記ア記載の各特徴を備えているため、本願全体意匠は、多様なデザイン面での選択肢から、創意工夫を施して創作したものであり、公知意匠3を基礎として、公知意匠1及び2（容器本体口部よりも塗布具部（「キャップ」）の径が大きな公知の包装用容器に係る意匠）を適用することによって、本願全体意匠を容易に創作することができたとはいえない、としている。

#### (2) 本願部分意匠に係る審決に対する判断

本願全体意匠に係る審決に対する判断を殆どそのまま適用した。

### 5. 検討 一部分意匠の創作非容易性判断における破線部の意義

(1) 裁判所は、本願全体意匠につき、主として、『公知意匠3に対する「キャップ」の形状の相違(a)』と、

『側面視における「キャップ」と容器本体の関係についての相違(b)』を理由に、創作非容易性を認めた。そして、本願部分意匠については、部分意匠特有の要素が考慮されることなく、全体意匠と同様の認定がなされている。これは、本願部分意匠が、キャップ及び包装容器の上側半分（塗布具部から容器本体肩部までの部分）を意匠登録を受けようとする部分としているため、特に前記相違(b)との関係で、本願全体意匠と認定が変わらないためだと思われる。

では、仮に、登録を受けようとする部分を「キャップ」のみとし、容器本体全部を破線とする部分意匠（以下「仮想部分意匠」という。）があった場合、前記相違(b)に関し、破線範囲の相違が創作非容易性の判断にどのような影響を及ぼし得るか、「本願全体意匠」及び「本願部分意匠」との対比で検討してみる。

- ①「本願全体意匠」：キャップ及び包装容器全体
- ②「本願部分意匠」：キャップ及び包装容器の上側半分（塗布具部から容器本体肩部までの部分）
- ③「仮想部分意匠」：キャップのみ（なお、本稿の趣旨から、第3条第1項第3号の規定はクリアしているものとする。）

(2) 特許庁は、部分意匠の認定において、破線部分は、全体意匠における相対的な位置、絶対的な大きさ、全体意匠に対する相対的な範囲を特定するために不可欠なものとしており（平成10年改正意匠法 意匠審査の運用基準 p.59）、類似判断における一要素としても挙げている（意匠審査基準 71.9.1 ④）。また、裁判所の判決でも、部分意匠の類否判断において、位置等が考慮され得ることに言及したものがあつた（平成18年（行ケ）第10317号「プーリー事件」）。これらに鑑みると、創作非容易性の判断においても、位置等が考慮され得るといえる。

では、③「仮想部分意匠」の破線部分（包装容器全体）は、前記『側面視における「キャップ」と容器本体の関係』において、どのように影響すると考えられるか。

①「本願全体意匠」と②「本願部分意匠」では、容器本体の上側半分が実線部分に含まれているため、実線部分を見れば明確に『側面視における「キャップ」と容器本体の関係』を把握することができ、創作非容易性の理由として主張しやすい。一方、③「仮想部分意匠」では、容器本体全体が破線であり、破線部で特定される位置等が考慮され得るとしても、①②に比較

すると「キャップ」との関係特定しにくくなるのではないか（なお、本体容器の形状を忠実に再現した破線部分でないと、より前記相違(b)を主張しにくくなるだろう）。すると、本事件では、②「本願部分意匠」のように部分を特定したことが、創作非容易性の判断においてより有利に働いたと思われる。その一方で、実線部分範囲を拡大すれば、それだけ類似範囲が限定

され得る。したがって、部分意匠において登録可能性と権利範囲とのバランスを考えた適切な実線範囲を特定するためには、公知意匠の把握が不可欠である（推測ではあるが、本事件では公知意匠3が原告の商品であることから、その存在を認識した上で本願部分意匠のように特定したのかもしれない）。

(原稿受領 2010. 12. 21)

## パテントコンテスト日本弁理士会会長賞受賞者 表敬訪問

平成 23 年 1 月 28 日、平成 22 年度パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト表彰式が行われました。

パテントコンテストは、高校生、高等専門学校生及び大学生の知的マインドの醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的に、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・独立行政法人工業所有権情報・研修館の主催で実施しています。優れた発明は特許出願支援対象として表彰し、弁理士の指導の下、実際に出願書類を作成し、特許出願をして権利取得を目指します。今年度は 333 件の応募があり、15 件（大学部門 5 件、高専部門 6 件、高校部門 4 件）が特許出願支援対象として選考されました。

また、主催者賞として日本弁理士会会長賞に山口県立田布施農業高等学校の正田麻衣さん、内山恵さん、岡田真菜美さん、山賀芳徳さん、山本力也さん、芦山涼平さんが受賞されました。

同日、内山さん、岡田さん、山賀さん、山本さん、芦山さん（正田さんは欠席）及び引率の廣田正治先生は筒井会長を表敬訪問し、受賞の喜びを語りました。また、筒井会長より今回の経験を社会に出てからも生かしてほしいと述べられました。

なお、同日、デザインパテントコンテストの表彰式も併せて行われ、23 件（大学部門 6 件、高専部門、1 件、高校部門 16 件）が意匠出願支援対象として選考されました。

